

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求上告受理事件
国側当事者・国（八代税務署長）

平成26年1月17日不受理・確定

（控訴審・福岡高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年6月18日判決、本資料2
63号－110・順号12234）

（第一審・熊本地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年1月16日判決、本資料2
63号－3・順号12127）

決 定

申立人	有限会社E
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	益田 敬二郎 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	平田 理

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成26年1月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸